

平成 21 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社大和証券グループ本社
代表者名 執行役社長 鈴木 茂晴
(コード番号 8601 東証・大証・名証 (第 1 部))

新株予約権方式によるストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 236 条、238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役、執行役、執行役員（以下、「役員」といいます。）及び使用人に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会又は取締役会の委任を受けた当社執行役に委任することにつき、平成 21 年 6 月 20 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社関係会社の役員及び使用人を対象として、連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で、下記 2. 及び 3. に定める 2 種類の新株予約権を無償で発行しようとするものであります。

下記 2. に定める新株予約権は、当社及び当社子会社の役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を 1 株当たり 1 円として発行するもの（以下、「新株予約権 I」といいます。）であります。なお、当社の取締役及び執行役に対して「新株予約権 I」を発行することについては、本総会後に開催される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容として会社法第 409 条第 3 項に定める事項を決定することを条件といたします。

他方、下記 3. に定める新株予約権は、当社及び当社関係会社の使用人、並びに上記「新株予約権 I」の付与対象者とならない当社関係会社の役員に対し、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を、割当日（「割当日」とは、新株予約権を割り当てる日を意味します。以下同じ。）における当社普通株式の時価を基準に決定することとして発行するもの（以下、「新株予約権 II」といいます。）であります。

なお、上記の「新株予約権 I」及び「新株予約権 II」は、当社の社外取締役に対する発行は行いません。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の内容、払込金額及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 1,200 個を上限とする。

なお、「新株予約権Ⅰ」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 120 万株を上限とし、下記(3)①により「新株予約権Ⅰ」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「新株予約権Ⅰ」の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の払込金額

「新株予約権Ⅰ」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅰ」の内容

① 「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類及び数

「新株予約権Ⅰ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅰ」1 個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅰ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額

各「新株予約権Ⅰ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅰ」の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たり 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

③ 「新株予約権Ⅰ」の行使期間

割当日から平成 41 年 6 月 30 日までとする。

④ 「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 「新株予約権Ⅰ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 1)記載の資本金等増加限度額から上記 1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 「新株予約権Ⅰ」の譲渡制限

譲渡による「新株予約権Ⅰ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 「新株予約権Ⅰ」の行使の条件

1) 各「新株予約権Ⅰ」の一部行使はできないものとする。

2) 「新株予約権Ⅰ」の権利者が、当社及び当社子会社のうち、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から、「新株予約権Ⅰ」を行使できるものとする。

3) 上記 2)にかかわらず、「新株予約権Ⅰ」の行使期間の末日の 30 日前の日より、他の行使の条件に従い、「新株予約権Ⅰ」を行使できるものとする。

4) その他の行使の条件は、当社と「新株予約権Ⅰ」の権利者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

⑦ 「新株予約権Ⅰ」の取得事由及び取得の条件

「新株予約権Ⅰ」の権利者が「新株予約権Ⅰ」を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は「新株予約権Ⅰ」の権利者が「新株予約権Ⅰ」の全部又は一部を放棄した場合には、当社は当該「新株予約権Ⅰ」を無償で取得することができる。

⑧ 1株に満たない端数の処理

「新株予約権Ⅰ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の内容、払込金額及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 4,500 個を上限とする。

なお、「新株予約権Ⅱ」を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 450 万株を上限とし、下記(3)①により「新株予約権Ⅱ」に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に「新株予約権Ⅱ」の上限数を乗じた数とする。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の払込金額

「新株予約権Ⅱ」は無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる「新株予約権Ⅱ」の内容

① 「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類及び数

「新株予約権Ⅱ」の目的である株式の種類は普通株式とし、「新株予約権Ⅱ」1個当たりの目的である株式の数（以下、この項において「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、「新株予約権Ⅱ」のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、決議日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

② 「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額

各「新株予約権Ⅱ」の行使に際して出資される財産の価額は、「新株予約権Ⅱ」の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、「新株予約権Ⅱ」の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とする。

上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

③ 「新株予約権Ⅱ」の行使期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 19 日までとする。

④ 「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 「新株予約権Ⅱ」の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 1) 記載の資本金等増加限度額から上記 1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 「新株予約権Ⅱ」の譲渡制限

譲渡による「新株予約権Ⅱ」の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 「新株予約権Ⅱ」の行使の条件

1) 各「新株予約権Ⅱ」の一部行使はできないものとする。

2) その他の行使の条件は、当社と「新株予約権Ⅱ」の権利者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによる。

⑦ 「新株予約権Ⅱ」の取得事由及び取得の条件

「新株予約権Ⅱ」の権利者が「新株予約権Ⅱ」を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は「新株予約権Ⅱ」の権利者が「新株予約権Ⅱ」の全部又は一部を放棄した場合には、当社は当該「新株予約権Ⅱ」を無償で取得することができる。

⑧ 1 株に満たない端数の処理

「新株予約権Ⅱ」を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上